

株式分割に関する基準日設定公告

2024年3月11日

株主各位

東京都港区西麻布二丁目26番30号
富士フイルムホールディングス株式会社
代表取締役・CEO 後藤 禎一

当社は2024年2月8日開催の取締役会において、2024年4月1日付をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を、2024年3月31日（日曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2024年3月29日（金曜日））と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は2024年4月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 2024年4月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
 - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）